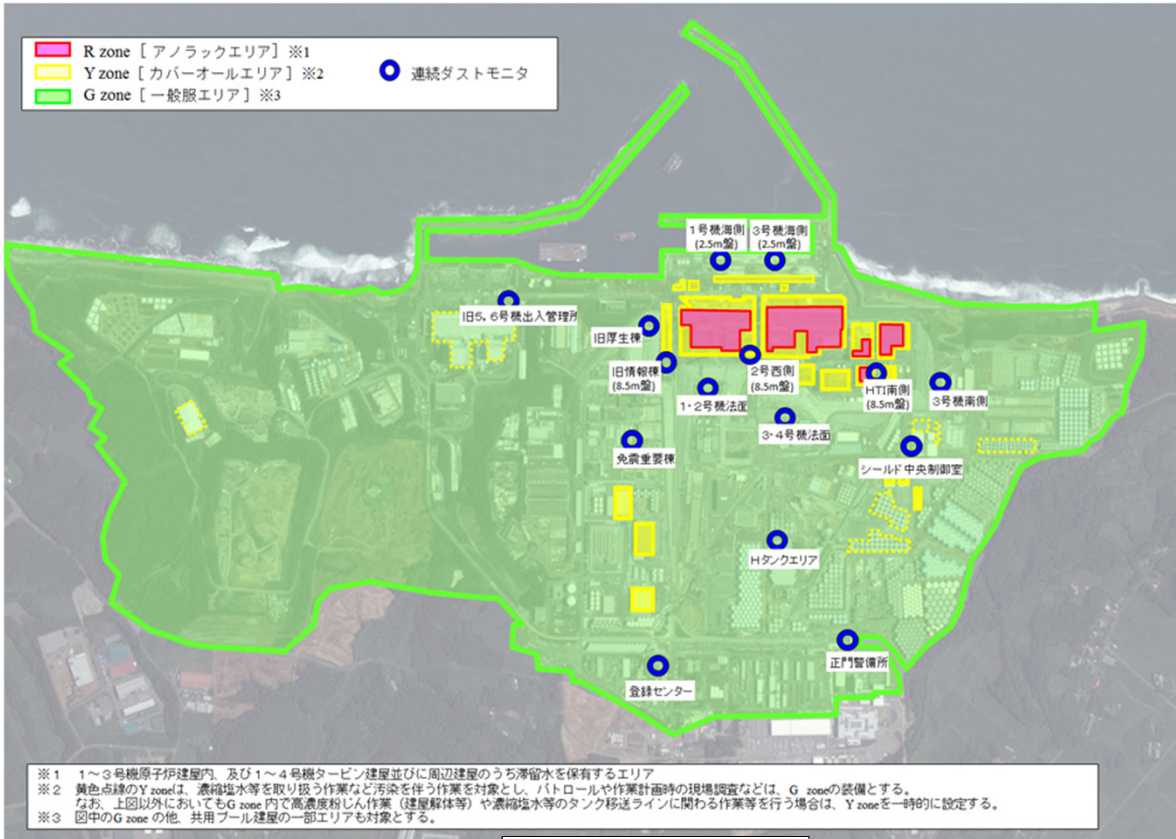


労働環境改善スケジュール

分野名	活り	作業内容	これまで1ヶ月の動きと今後1ヶ月の予定	9月					10月				11月	12月	備考
				2	9	16	23	30	7	14	下	上	中	下	
防護装備	1	防護装備の適正化検討  ※管理対象区域を3つのゾーンに区分し、休憩所や装備交換所で、各区分に応じた防護装備を着用することで、作業時の負荷軽減による作業性の向上を図る。	(実績) ・管理対象区域の運用区分及び放射線防護装備の適正化検討※ ・管理対象区域の運用区分に応じた放射線防護装備の適正化運用開始(2016年3月8日)	管理対象区域の運用区分及び放射線防護装備の適正化検討											
			(予定) ・管理対象区域の運用区分及び放射線防護装備の適正化検討※(運用範囲の拡大等)	管理対象区域の運用区分に応じた放射線防護装備の適正化											
人身安全	2	重傷災害撲滅、全災害発生状況の把握	(実績) ・協力企業との情報共有、安全施策の検討・評価 ・安全衛生推進協議会の開催：災害事例等の再発防止対策の周知等 ・作業毎の安全施策の実施(TBM-KY等) ・熱中症予防対策の実施(4~10月)	情報共有、安全施策の検討・評価											
			(予定) ・協力企業との情報共有、安全施策の検討・評価 ・安全衛生推進協議会の開催：災害事例等の再発防止対策の周知等 ・作業毎の安全施策の実施(TBM-KY等) ・熱中症予防対策の実施(4~10月)	熱中症予防対策の実施(4~10月)											
健康管理	3	長期健康管理の実施	(実績) ・検査対象者・医療機関等からの問い合わせ対応及び検査費用の精算手続き ・2018年度対象者(退職者及び協力企業作業員)への検査案内に向けた準備及び案内送付 ・2018年度対象者(社員)への「白内障検査」(福島)実施	健康相談受付											
			(予定) ・検査対象者・医療機関等からの問い合わせ対応及び検査費用の精算手続き ・2018年度対象者(社員)への「白内障検査」(柏崎刈羽)実施 ・2018年度対象者(社員)への「白内障検査」(本社)実施 ・インフルエンザ予防接種の実施(1F構内臨時会場、近隣医療機関)	【検査受診期間】2018年度対象者(退職者及び協力企業作業員)への検査案内準備及び案内送付、検査対象者・医療機関等からの問い合わせ対応及び検査費用精算手続き											
健康管理	4	継続的な医療職の確保と患者搬送の迅速化	(実績) ・1F救急医療室の2018年12月までの医師確保完了(固定医師1名+ローテーション支援医師) ・1F救急医療室の10~12月の勤務医師調整	1F救急医療室の10~12月の勤務医師調整											
			(予定) ・1F救急医療室の1~3月の勤務医師調整	1F救急医療室12月までの医師確保完了											
要員管理	5	作業員の確保状況と地元雇用率の実態把握	(実績) ・作業員の確保状況と地元雇用率についての調査・集計	作業員の確保状況集約											
			(予定) ・作業員の確保状況と地元雇用率についての調査・集計	作業員の確保状況(8月実績/10月予定)と地元雇用率(8月実績)についての調査・集計											
労働環境改善	6	労働環境・就労実態に関する企業との取り組み	(実績) ・労働環境・就労実態に関する意見交換及び実態把握 ・意見交換及び実態把握に基づく解決策の検討・実施・結果のフィードバック ・相談窓口への連絡(処遇・労働条件等)への対応	労働環境・就労実態に関する意見交換及び実態把握、解決策の検討・実施・結果のフィードバック											
			(予定) ・労働環境・就労実態に関する意見交換及び実態把握 ・意見交換及び実態把握に基づく解決策の検討・実施・結果のフィードバック ・相談窓口への連絡(処遇・労働条件等)への対応 ・作業員へのアンケートによる実態把握	配布(9/6~) 回収(10月上旬) 作業員へのアンケート(第9回)											
車両点検整備	7	構内専用車両の点検整備	(実績) ・未点検の構内専用車両の整備の実施	未点検の構内専用車両の整備の実施											
			(予定) ・未点検の構内専用車両の整備の実施												

分野名	括り	作業内容	9月					10月			11月	12月	備考	
			2	9	16	23	30	7	14	下	上	中		下
労働環境改善		これまで1ヶ月の動きと今後1ヶ月の予定	 <p> <b>管理対象区域の運用区</b>  <small>提供：日本スペースイメージング, ©DigitalGlobe</small> </p> <p>           ※1 1～3号機原子炉建屋内、及び1～4号機タービン建屋並びに周辺建屋のうち滞留水を保有するエリア            ※2 黄色点線のY zoneは、濃縮塩水等を取り扱う作業など汚染を伴う作業を対象とし、パトロールや作業計画時の現場調査などは、G zoneの設備とする。            なお、上図以外においてもG zone 内で高濃度粉じん作業（建屋解体等）や濃縮塩水等のタンク移送ラインに関わる作業等を行う場合は、Y zoneを一時的に設定する。            ※3 図中のG zone の他、共用プール建屋の一部エリアも対象とする。         </p>											